

井原市所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。第2条、第3条第1項、第5条第1項及び第8条第2項において「法」という。）第47条の規定に基づく所有者不明土地利用円滑化等推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第47条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定（更新）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名及び住所を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 法第48条各号に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書（業務の方法のほか、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- (6) これまでの所有者不明土地や低未利用土地の利用の円滑化等に関する活動実績を記載した書面
- (7) 市税完納証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(推進法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第47条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うことを目的とする会社のいずれかであり、かつ、井原市内に事務所を持つこと。
- (2) 申請者が、業務の全てを実施する能力を有していること。
- (3) 申請者が推進法人として行おうとする業務の方法が適切なものであること。
- (4) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (5) 申請者が、第10条の規定により、指定を取り消され、当該取消しの日から2年を経

過しない者でないこと。

(6) 井原市暴力団排除条例(平成23年条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次号において「暴力団員等」という。)が、申請者の事業活動を支配するものでないこと。

(7) 申請者の役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(8) 申請者が、市税を滞納していないこと。

2 市長は、推進法人の指定に当たり、客観的かつ公平に判断するため、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第8条第1項の規定に基づき設置された井原市空家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)に意見を求めることができる。

3 第1項の指定期間は、当該指定の日から起算して5年以内とする。

4 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定(更新)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。また、申請者を推進法人として指定しない場合は、所有者不明土地利用円滑化等推進法人不指定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

5 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該推進法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

(指定期間及び指定の更新)

第4条 推進法人は、指定期間満了後も、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定期間の満了の日の2か月前から1か月前までの間に指定の更新申請をしなければならない。

2 前項の場合において、指定を更新するときは、当該指定期間は、従前の指定期間の満了の日の翌日から起算して5年以内とする。

(名称等の変更)

第5条 法第47条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を公示するものとする。

(業務変更の承認)

第6条 推進法人は、当該業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更申請書(様式第5号)を市長に提出し、当該承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに当該内容を審査し、適当と認めると

きは、業務変更承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、業務変更の承認に当たり、客観的かつ公平に判断するため、協議会に意見を求めることができる。

（業務の廃止）

第7条 推進法人は、当該業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該推進法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第8条 推進法人は、事業年度開始前、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

- 2 推進法人は、業務の実施状況について、年度ごとに、当該年度の翌年度の4月末日までに事業年度の事業報告書及び収支決算書を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の事業計画書及び収支予算書又は事業報告書及び収支決算書の内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

（改善命令）

第9条 市長は、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、当該業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第10条 市長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第6号若しくは第7号に掲げる要件に該当しないこととなったとき、第6条第1項の規定による業務変更の承認ができないとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第8号）により当該推進法人に通知するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。